

第49回

定時株主総会 招集ご通知

平成29年1月1日～平成29年12月31日

日 時 平成30年3月28日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
場 所 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号
全国町村会館 2Fホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議決権行使期限
平成30年3月27日（火曜日）午後5時40分まで

Contents

■ 第49回定時株主総会招集ご通知	1
（添付書類）	
■ 事業報告	2
■ 計算書類	20
■ 監査報告書	35
■ 株主総会参考書類	37
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 株式併合の件	
第3号議案 定款一部変更の件	
第4号議案 取締役2名選任の件	
第5号議案 監査役1名選任の件	

株式会社 東京ソノワール

証券コード：8040

(証券コード 8040)
平成30年 3 月 6 日

株 主 各 位

東京都港区南青山一丁目 1 番 1 号
株式会社 東 京 ソ ワ ー ル
代表取締役社長 村 越 眞 二

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、平成30年 3 月27日（火曜日）午後 5 時40分までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年 3 月28日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前 9 時を予定しております。）
2. 場 所 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号
全国町村会館 2 F ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 報 告 事 項 第49期（平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
 - 決 議 事 項
 - 第 1 号議案 剰余金の処分の件
 - 第 2 号議案 株式併合の件
 - 第 3 号議案 定款一部変更の件
 - 第 4 号議案 取締役 2 名選任の件
 - 第 5 号議案 監査役 1 名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.soir.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、アジア新興国の経済や欧米の政策動向の影響等により、海外経済の不確実性が高まるなど、先行き不透明な状況が続いております。

当アパレル業界におきましては、インバウンド効果や富裕層による一部回復傾向はあるものの、消費者の節約志向や買い控えに加え選別消費の傾向が高まるなど、厳しい市況が続いております。

このような経営環境の中、当社は、商品企画部門と営業部門とを分離させた機能別組織体制から製販一体の組織体制に改編し、収益向上に向けて意思決定の迅速化と収益管理の強化に取り組んでまいりました。また、百貨店販路及び量販店販路では、低効率店舗の取引条件変更や撤退の交渉に加え、収益性の低いブランドの廃止や量産型数の絞り込みと収益性の高い重点販売商品への展開型数の集約を行い、収益の改善に努めてまいりました。フォーマルコンセプトショップ「フォルムフォルマ」では、収益向上に重点を置いた取り組みとして、低収益な2店舗を退店する一方で、新規にモール型ECサイトを含む3店舗を出店いたしました。アウトレットモールでは、既存店の売上拡大を図るとともに、新たに常設店1店舗を出店いたしました。さらに、オンラインショップ「フォーマルメッセージ・ドットコム」では、組織改編により運営体制の強化を図り、モール型ECサイトへの出店を行うなど、認知度向上にも努めております。

このような取り組みにより、主要販路である百貨店販路及び量販店販路における収益改善策に加え、ネット販売や直営店舗での売上拡大を図ってまいりましたが、販売先における店舗閉鎖や衣料品売場の廃止、不採算店舗からの撤退や店頭在庫の削減による返品増加に加え、ブランド廃止に伴う処分販売もあり、商品別の売上高は、ブラックフォーマルが103億28百万円(前期比7.4%減)、カラーフォーマルが34億25百万円(同2.2%増)、アクセサリー類が29億63百万円(同4.4%減)となり、当期の売上高は、前期比8億86百万円減の167億17百万円(同5.0%減)となりました。

利益面では、粗利益率の高いブラックフォーマルの売上高減少に加え、一部販売先からの取引形態の条件変更を翌期での切り換え要請等があり、当期に係る利益相当額を返品調整引当金に上乗せ計上するなど、売上総利益は前期比4億40百万円減の77億33百万円(前期比5.4%減)となりました。販売費及び一般管理費においては、希望退職者募集、店舗閉鎖や低効率店舗の見直し等による人件費の減少やブランド再編による支払ロイヤリティの減少もあり、全体では前期比3億47百万円減(同4.4%減)となりました。

この結果、当期の業績は、営業利益は1億73百万円(前期比35.0%減)、経常利益は2億99百万円(同19.9%減)となりました。また、特別利益として、投資有価証券売却益など79百万円、特別損失として、退職特別加算金2億95百万円、減損損失1億18百万円(世田谷賃貸倉庫、保養所等)を計上したことから、当期純損失70百万円(前期は当期純損失2億92百万円)となりました。

商品別売上高

区 分	前 期		当 期		前 期 比	
		構成比		構成比	増減額	増減比率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
ブラックフォーマル	11,151	63.4	10,328	61.8	△823	△7.4
カラーフォーマル	3,352	19.0	3,425	20.5	72	2.2
アクセサリー類	3,099	17.6	2,963	17.7	△135	△4.4
合 計	17,603	100.0	16,717	100.0	△886	△5.0

(2) 設備投資等の状況

当期中における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当期中におきましては、社債または新株式の発行による資金調達は行っておりません。

なお、平成29年1月から4月にかけて、取引銀行4行との間で貸出コミットメント契約を結び、24億円の資金調達枠を確保しております。

(4) 対処すべき課題

世帯構造の変化やデジタル化の進展は、ネット販売へのチャネルシフトやレンタルやC to Cサービスの利用等、消費者の購買行動に変化を与えております。さらに、人口減少・高齢化の影響もあり、主要販路である百貨店や量販店の店舗閉鎖や衣料品売場の廃止の動きは継続することが予想されます。当社は、このような経営環境の変化に対応し、持続的成長の実現に向けて、以下の施策に取り組んでまいります。

① 収益基盤強化への取り組み

イ. 売上高の拡大

卸売事業では、定期的な検証により収益性の低下したブランドのスクラップと新たなブランド・戦略商品の開発・展開を行うことで、マーケットシェアの拡大を目指します。

小売事業では、限定商品の開発・展開等によるネット販売の強化により、新たなお客様の獲得を目指します。

新たな事業の開発として、レンタル事業に取り組み、事業採算性の検証を行いつつマーケット開拓を目指します。

ロ. 売上総利益の拡大

製販一体の組織体制に利点を活かし、生産量・展開型数の最適化や競合企業との商品・サービスの差別化を図ることで、プロパー消化率の向上に注力いたします。

直接貿易等の推進及び生産国の最適化、サプライチェーン内での情報共有を進めることで、生産コストの維持・削減を目指します。

ハ. 営業利益の最大化

プロジェクトチームや社内提案制度の活用等による業務プロセスの改善、定期的な検証による不採算店舗の見直しで、経費の効率化を推進します。

② 事業基盤強化への取り組み

イ. 人材の育成・強化

教育研修や各種プロジェクトチーム活動等を通じて、自ら学習し行動できる人材の育成を図ります。また、女性の活躍推進や育児等への支援を継続するとともに、通年採用の実施や外部人材との連携による多様な人材の知識や経験をもとに、新たな製品・サービスの開発に取り組みます。

ロ. ICT (Information and Communication Technology) への投資

ICTの活用による、仕入先等との情報共有によるサプライチェーンの効率化、店頭との双方向での情報交換による販売の支援に取り組みます。

ハ. コンプライアンスへの取り組み

法令・企業倫理の遵守がステークホルダーからの信頼を得ることにつながり、さらには「企業価値を高める取り組み」であることを認識し、コンプライアンスを強化いたします。

ニ. コーポレート・ガバナンスの強化

取締役会の監督機能を強化するとともに、経営の議論にウエイトを置くなど取締役会の運営見直しを行い、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取締役会の在り方を検討いたします。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第46期 (平成26年12月期)	第47期 (平成27年12月期)	第48期 (平成28年12月期)	第49期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売上高(百万円)	18,190	17,107	17,603	16,717
経常利益(百万円)	292	△341	374	299
当期純利益(百万円)	134	△286	△292	△70
1株当たり当期純利益 (円)	7.33	△15.60	△15.95	△3.86
総資産(百万円)	17,225	16,795	16,883	16,757
純資産(百万円)	11,806	11,340	10,824	10,903
1株当たり純資産額 (円)	642.83	617.81	589.70	594.14

- (注) 1. △は損失を示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から、期中平均の自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末現在の発行済株式総数から、期末現在の自己株式数947,545株を控除した株式数により算出しております。
4. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が、基準日現在に保有する自社の株式289,000株を含めて計算しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

当社には、親会社及び子会社はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

婦人用フォーマルウェアの製造・販売並びにアクセサリー類の販売。

(8) 主要な事業所（平成29年12月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区
関 西 支 店	大阪市中央区
九 州 営 業 所	福岡市博多区
中 部 営 業 所	名古屋市東区
川 崎 商 品 セ ン タ ー	川崎市川崎区

(9) 使用人の状況（平成29年12月31日現在）

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
246名	34名減	41.7歳	16.1年

（注） 上記使用人のほかに、期中平均1,679名の販売員及び臨時使用人を雇用しております。

(10) 主要な借入先（平成29年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
(2) 発行済株式の総数 19,300,000株（自己株式947,545株を含む）
(3) 株主数 2,398名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
草 野 絹 子	1,267 千株	6.90 %
草 野 圭 司	1,206	6.57
株 式 会 社 ワ ー ル ド	1,016	5.54
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	905	4.93
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	905	4.93
田 村 駒 株 式 会 社	901	4.91
株 式 会 社 み な と 銀 行	857	4.67
東 京 ソ ワ ー ル 取 引 先 持 株 会	846	4.61
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	442	2.41
株 式 会 社 大 丸 松 坂 屋 百 貨 店	416	2.27

- (注) 1. 当社は、自己株式を947,545株保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が、基準日現在に保有する当社の株式289,000株を自己株式に含めて計算しております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	村 越 眞 二	
取 締 役 専 務 執 行 役 員	竹 内 信 彦	営業戦略担当 兼 事業開発本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	宮 本 幸 三	経営企画担当 兼 管理本部長
取 締 役 執 行 役 員	坂 本 勝 郎	総合企画室長
取 締 役 執 行 役 員	青 山 秀 夫	百貨店本部長
取 締 役 執 行 役 員	小 泉 純 一	商品統括本部長
社 外 取 締 役	澁 谷 高 允	
常 勤 監 査 役	磯 貝 章 弘	
社 外 監 査 役	井 原 秀 和	
社 外 監 査 役	石 川 啓 一	

- (注) 1. 取締役澁谷高允氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役井原秀和氏及び石川啓一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役澁谷高允氏、監査役井原秀和氏及び石川啓一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 平成29年3月29日開催の第48回定時株主総会において、小泉純一氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 各監査役が有する財務及び会計に関する知見は次のとおりです。
- ・監査役井原秀和氏は、株式会社みずほ銀行における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査役石川啓一氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行における長年の経験があり、経営全般にわたる相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。

氏 名	退 任 時 の 地 位	退 任 理 由	退 任 年 月 日
萩 原 富 雄	取 締 役 会 長	任期満了	平成 29 年 3 月 29 日
草 野 圭 司	取 締 役 副 社 長	任期満了	平成 29 年 3 月 29 日

7. 当社は、平成25年3月27日に執行役員制度を導入しております。

なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
大 島 和 俊	執 行 役 員	経営企画本部長 兼 経営企画部長
吉 村 暢 晃	執 行 役 員	チェーンストア本部長
中 村 雅 彦	執 行 役 員	チェーンストア本部副本部長
宮 本 英 治	執 行 役 員	事業開発本部事業推進部長
牛 田 広 光	執 行 役 員	百貨店本部副本部長 兼 西日本営業部長 兼 関西支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額を、法令が規定する限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9 名 (1 名)	85,070千円 (5,700千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (2 名)	21,390千円 (7,200千円)
合 計	12名	106,460千円

(注) 1. 従来、取締役の報酬等は、基本報酬、業績給ならびに役員退職慰労金により構成し、また、監査役の報酬等は、基本報酬及び役員退職慰労金により構成しておりましたが、平成28年12月14日開催の取締役会及び監査役会において、平成29年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって「役員退職慰労金支給（内規）」を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、役員報酬体系については、役位別の基本報酬に加え、前期の全社業績をベースに当期の業績見通し等を加味した5段階評価による「短期業績連動報酬」、ならびに個々の取締役の業績評価を織り込んだ「長期業績連動報酬」を定めております。「長期業績連動報酬」については、前期における個々の取締役の業務執行状況などを参考に、社外役員の意見を取り入れて代表取締役が決定し、代表取締役社長については、社外役員の意見により決定するなど、業績連動報酬のウェイトを増やしております。

なお、平成19年3月29日開催の第38回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300百万円以内（ただし使用人分の給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額36百万円以内とそれぞれ決議いただいております。

2. 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額2,693千円（取締役5名2,393千円、監査役1名300千円）を含んでおります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役4名に対する使用人分給与25,200千円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	澁 谷 高 允	当期開催の取締役会15回全てに出席し、業界における豊富な経験や経営者としての経験から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っています。 なお、独立役員を中心とした定期的な打合せを行っております。
監 査 役	井 原 秀 和	当期開催の取締役会15回、監査役会14回それぞれ全てに出席し、財務・会計を中心に取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても監査に係る重要な協議にあたり、適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役	石 川 啓 一	当期開催の取締役会15回、監査役会14回それぞれ全てに出席し、経営全般にわたり取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会においても監査に係る重要な協議にあたり、適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において責任限定契約の規定は設けておりますが、会計監査人と責任限定契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役員及び従業員が職務を遂行するにあたり、法令、定款、社内規程及び企業倫理を遵守した行動をとるための「企業行動憲章」を定め、役員はこれを率先垂範の上、社内に周知徹底する。
- ② 役員及び従業員にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスの知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
- ③ コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、通報者の保護を織り込んだ内部通報制度の運用の徹底を図る。
- ④ コンプライアンスの観点から経営上の問題がないか、代表取締役・監査役意見交換会を年3回実施し、コンプライアンス経営を強化する。
- ⑤ 役員及び従業員は、反社会的勢力との関係を遮断し、反社会的勢力に対する対応を統括する部署を人事総務部と定めるとともに、警察等関連機関とも連携し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を拒絶・排除する。
- ⑥ 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針を定め、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制を構築する。また、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規程及び情報管理規程に基づき保存管理し、必要に応じて運用状況の検証を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」は、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアル等の整備を各部署に求めてリスク管理体制の構築を図り、定期的に運用状況を確認・評価する。

- ② 各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、定期的にリスク管理の状況を取締役会等に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の意思決定並びに取締役会の業務執行状況の監督等を行う。この他、効率的な意思決定を図り、重要事項に係る議論を深めるため毎月2回の経営会議を開催する。
- ② 業務の運営については、毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、達成すべき目標を明確化するとともに、各業務執行ラインは目標達成のために活動するものとする。また、目標の進捗状況は業務報告において定期的に確認する。
- ③ 取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守する。その際、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとる。
- ④ 日常の職務執行に際しては、決裁権限規程、業務分掌規程に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り、効率的に業務を遂行する体制をとる。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 社長直轄の内部監査室が、当社の業務遂行状況について監査を実施する。また、必要に応じて会計監査人及び監査役会と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ② 「関係会社管理規程」に基づき適切な経営管理を行うこととしているが、現在はグループを成す企業は存在しない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの要請があった場合には、監査役と協議のうえ、対象者、人数、期間等、合理的な範囲で、その職務を補助する者（以下「監査役スタッフ」という。）を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役スタッフの人事異動及び人事評価については、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。また、監査役スタッフは、監査役から直接指示を受けて業務を行う。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- ① 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとっている。
- ② 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ③ 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社に重大な影響を及ぼす事項など、コンプライアンスやリスクマネジメントなどに係る事項について、速やかに報告する。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止している。
- ② 当社の内部通報制度において、当社監査役に対して直接通報することができること、当該通報をしたこと自体による不利益な取扱いを禁止していることなど、その旨を当社使用人に通知徹底する。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務を執行するうえで必要な費用については、監査役と協議のうえ毎年度予算措置を行う。また、その他に監査役の業務の執行に必要なでないと証明した場合を除き、速やかに当該費用及び債務を処理する。

(11) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換会を開催する。
- ② 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い内部監査結果の報告を受ける。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、当事業年度において適切な運用を行っております。主な運用状況については、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を15回開催しました。重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の報告・監督等を行っております。この他、効率的な意思決定を図り、重要事項に係る議論を深めるため毎月2回の経営会議を開催しました。

(2) 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会を14回開催しました。監査役は監査方針、監査計画に基づき、業務執行の監査を行っております。

監査役は、内部監査室及び会計監査人と必要な連携をとるとともに、代表取締役及び管理本部長との意見交換を定期的に行うなど、会計監査の有効性、効率性を高めております。特に常勤監査役は社内の重要会議に積極的に参加するなどして、業務執行が適切に行われていることを確認するとともに、監査役会において、情報を共有しております。また、監査役は社外取締役と独立役員相互の意見交換を必要に応じて行っております。

(3) 内部監査の実施

社長直轄の内部監査室が、当社の業務遂行状態について内部監査計画に基づいて監査を実施いたしました。また、必要に応じて会計監査人及び監査役会と情報交換を行っております。

また、内部監査室は監査役及び管理本部と必要な調整を行い、効率的な内部監査の実施に努めるとともに、内部監査の状況を月1回、代表取締役及び監査役会に報告しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。内部統制の検査者及びサブプロセス管理責任者は、内部監査室立会いのもと、プロセス管理責任者に検査結果を報告するなど、内部統制の実効性を高めております。また、当該評価結果等については、会計監査人による監査及び取締役会による検証、監査役会を経て、法令所定の手続きにより内部統制報告書として適正に開示しております。

(5) コンプライアンスに対する取組み

役員及び従業員が職務を遂行するにあたり、法令、定款、社内規程及び企業倫理を遵守した行動をとるための「企業行動憲章」を定め、毎年、社内に周知徹底しております。

また、コンプライアンスの観点から経営上の問題がないか、代表取締役・監査役意見交換会を年3回実施するとともに、従業員に対するコンプライアンス教育の研修を実施するなど、コンプライアンス経営を強化しております。

(6) リスクマネジメント

代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」は、リスク管理規程、関連する個別規程、マニュアル等の整備を各部署に求めてリスク管理体制の構築を図り、定期的に運用状況を確認・評価しております。

なお、当社は、他社で起きた事件等についても、当社で起きた場合を想定するなど、随時リスクの見直しや対応を協議しております。また、当社は、重要なリスクになる可能性を秘めたこと全てを「リスク管理委員会」事務局に報告することを義務付けるとともに、必要に応じてリスク対策委員会を開催し、議事録は社外を含めた全役員に配信し情報を共有しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,086,053	流 動 負 債	4,334,205
現 金 及 び 預 金	1,128,824	支 払 手 形	82,453
受 取 手 形	8,185	電 子 記 録 債 務	2,114,597
電 子 記 録 債 権	285,560	買 掛 金	748,353
掛 金	3,079,336	リ ー ス 債 務	108,961
商 品	471,008	未 払 金	299,784
製 品	3,598,034	未 払 費 用	301,148
仕 掛 品	212,082	未 払 法 人 税 等	76,757
原 材 料	2,950	未 払 事 業 所 税 金	11,343
前 払 費 用	233,391	預 り 金	39,223
短 期 貸 付 金	4,645	前 受 収 益	8,189
そ の 他 の 流 動 資 産	62,675	返 品 調 整 引 当 金	527,000
貸 倒 引 当 金	△643	そ の 他 の 流 動 負 債	16,391
固 定 資 産	7,671,037	固 定 負 債	1,518,918
有 形 固 定 資 産	3,033,153	リ ー ス 債 務	184,440
建 物	720,685	繰 延 税 金 負 債	361,471
構 築 物	2,152	退 職 給 付 引 当 金	708,346
機 械 装 置	2,153	資 産 除 去 債 務	90,461
工 具 器 具 備 品	200,525	そ の 他 の 固 定 負 債	174,197
土 地	1,966,568	負 債 合 計	5,853,123
リ ー ス 資 産	141,067	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	145,438	株 主 資 本	10,011,179
電 話 加 入 権	10,774	資 本 金	4,049,077
ソ フ ト ウ ェ ア	3,332	資 本 剰 余 金	3,732,777
リ ー ス 資 産	131,161	資 本 準 備 金	3,732,777
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	170	利 益 剰 余 金	2,576,126
投資その他の資産	4,492,445	利 益 準 備 金	430,172
投 資 有 価 証 券	2,596,767	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,145,953
長 期 貸 付 金	20,837	別 途 積 立 金	2,263,600
敷 金 及 び 保 証 金	365,340	繰 越 利 益 剰 余 金	△117,646
長 期 前 払 費 用	1,881	自 己 株 式	△346,801
貸 不 動 産	1,507,070	評 価 ・ 換 算 差 額 等	892,787
そ の 他 の 投 資	2,946	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	892,787
貸 倒 引 当 金	△2,398	純 資 産 合 計	10,903,967
資 産 合 計	16,757,090	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,757,090

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,717,395
売上原価		8,884,347
返品調整引当金戻入額		△427,000
返品調整引当金繰入額		527,000
売上総利益		7,733,047
販売費及び一般管理費		7,559,287
営業利益		173,759
営業外収益		
受取利息及び配当金	48,599	
賃貸料収入	80,024	
受取ロイヤリティ	19,971	
その他の営業外収益	28,540	177,136
営業外費用		
支払利息	512	
支払手数料	9,734	
賃貸費用	37,018	
その他の営業外費用	3,656	50,921
経常利益		299,974
特別利益		
固定資産売却益	1,594	
投資有価証券売却益	77,587	79,182
特別損失		
退職特別加算金	295,893	
減損損失	118,218	414,111
税引前当期純損失(△)		△34,955
法人税、住民税及び事業税	36,322	
法人税等調整額	△485	35,837
当期純損失(△)		△70,792

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年1月1日から平成29年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	4,049,077	3,732,777	—	3,732,777
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失 (△)				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△25	△25
自己株式処分差損の振替			25	25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	4,049,077	3,732,777	—	3,732,777

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
		別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	430,172	2,263,600	65,048	2,758,821
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△111,877	△111,877
当 期 純 損 失 (△)			△70,792	△70,792
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分				
自己株式処分差損の振替			△25	△25
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△182,694	△182,694
当 期 末 残 高	430,172	2,263,600	△117,646	2,576,126

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△346,269	10,194,406	629,651	10,824,057
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△111,877		△111,877
当 期 純 損 失 (△)		△70,792		△70,792
自 己 株 式 の 取 得	△1,134	△1,134		△1,134
自 己 株 式 の 処 分	603	578		578
自己株式処分差損の振替		—		—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			263,136	263,136
当 期 変 動 額 合 計	△531	△183,226	263,136	79,909
当 期 末 残 高	△346,801	10,011,179	892,787	10,903,967

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品及び原材料 先入先出法による原価法

製品 総平均法による原価法

仕掛品 ロット別の個別原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、建物の主な耐用年数は22～44年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

③ 賃貸不動産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、建物の主な耐用年数は44年であります。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 返品調整引当金

将来予想される売上返品による損失に備えるため、将来の返品発生見込額に基づく損失相当額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 追加情報

(1) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J－E S O P）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が一定の要件を満たした場合に当該従業員に対し自社の株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、一定の要件を満たした場合に獲得したポイントに相当する自社の株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

② 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

イ. 信託における帳簿価額は58,089千円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

ロ. 期末株式数は289,000株であり、期中平均株式数は289,934株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(2) 企業会計基準適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

減価償却累計額

有形固定資産	2,843,589千円
賃貸不動産	451,867千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 退職特別加算金

希望退職者に支給した特別退職加算金及び再就職支援会社を通じた再就職支援に係る費用であります。

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
福岡市博多区他（直営店舗6店舗）	直営事業用資産	建物、工具器具備品等	33,471千円
静岡県熱海市他（保養所等）	売却資産	建物、工具器具備品、土地等	33,546千円
東京都世田谷区	賃貸用資産	賃貸不動産	51,200千円

当社は、直営事業用資産については店舗ごとにグルーピングを行い、売却資産、賃貸用資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

直営店舗については、継続して当初の事業計画より収益性が著しく低下する可能性が高まった6店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、工具器具備品31,091千円、建物2,380千円であります。

売却の意思決定を行った保養所等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、建物17,239千円、工具器具備品1,674千円、土地14,632千円であります。

賃貸用資産については、賃貸不動産の土地活用計画を変更することに伴い、収益性が著しく低下する可能性が高まった帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は、直営店舗、賃貸用資産については使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。保養所等については売却予定価額に基づく正味売却価額により測定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	19,300,000	—	—	19,300,000

(2) 当事業年度末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	944,868	5,677	3,000	947,545

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 5,677株

株式給付信託（J－E S O P）給付による減少 3,000株

(注) 「自己株式の数」には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する自社の株式を含めております。当事業年度期首は292,000株、当事業年度期末は289,000株であります。

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	55,941千円	3円	平成28年12月31日	平成29年3月30日
平成29年8月8日 取締役会	普通株式	55,936千円	3円	平成29年6月30日	平成29年9月5日

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が、平成28年12月31日の基準日に保有する自社の株式292,000株に対する配当金876千円、平成29年6月30日の基準日に保有する自社の株式289,000株に対する配当金867千円がそれぞれ含まれております。

(4) 事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成30年3月28日開催の定時株主総会に、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- ① 配当金の総額 55,924千円
- ② 配当の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 3円
- ④ 基準日 平成29年12月31日
- ⑤ 効力発生日 平成30年3月29日

(注) 「配当金の総額」には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が、基準日現在に保有する自社の株式289,000株に対する配当金867千円が含まれております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動項目)

返品調整引当金	66,703千円
未払事業税	20,881千円
その他	20,195千円
繰延税金資産小計	107,780千円
評価性引当額	△107,780千円
繰延税金資産合計	—

(固定項目)

退職給付引当金	217,128千円
長期未払金	30,256千円
税務上の繰延資産	24,257千円
投資有価証券評価損	28,672千円
資産除去債務	27,688千円
繰越欠損金	43,537千円
その他	49,172千円
長期繰延税金資産小計	420,712千円
評価性引当額	△420,712千円
長期繰延税金資産合計	—
その他有価証券評価差額金	△354,901千円
その他	△6,570千円
長期繰延税金負債計	△361,471千円
長期繰延税金資産純額	△361,471千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との差異原因の項目別内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△13.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	8.5%
評価性引当額	△46.8%
住民税均等割等	△85.5%
その他	4.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△102.5%

7. 退職給付会計に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、規約型確定給付企業年金制度及び確定拠出制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,210,937千円
勤務費用	91,273千円
利息費用	10,833千円
数理計算上の差異の発生額	△26,972千円
退職給付の支払額	△354,299千円
退職給付債務の期末残高	<u>1,931,773千円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,538,119千円
期待運用収益	15,381千円
数理計算上の差異の発生額	32,270千円
事業主からの拠出額	141,602千円
退職給付の支払額	△354,299千円
年金資産の期末残高	<u>1,373,074千円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,931,773千円
年金資産	<u>△1,373,074千円</u>
未積立退職給付債務	558,698千円
未認識数理計算上の差異	149,647千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>708,346千円</u>

退職給付引当金	<u>708,346千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>708,346千円</u>

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	91,273千円
利息費用	10,833千円
期待運用収益	△15,381千円
数理計算上の差異の費用処理額	23,767千円
確定給付制度に係る退職給付費用	110,493千円

⑤ 年金資産に関する事項

イ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内債券	25%
外国債券	14%
国内株式	10%
外国株式	8%
一般勘定	40%
短期資金	3%
その他	0%
合計	100%

ロ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.49%
長期期待運用収益率	1.00%
予想昇給率	3.15%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、28,151千円であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社の資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として自己資金で賄っており、必要に応じて銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に当社が入居している事務所、直営店舗及び社宅の不動産賃貸契約にかかるものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、買掛金及び未払金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先に関しては定期的に売上債権残高と滞留月数をモニタリングすることによりリスクの低減を図っております。

敷金及び保証金については、賃貸借契約に際し差入れ先の信用状況を把握するとともに、適宜差入れ先の信用状況の把握に努めております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社では、管理本部において定期的に資金繰り計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては変動要因を織込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	1,128,824	1,128,824	—
② 電子記録債権	285,560		
貸倒引当金※	△54		
	285,506	285,506	—
③ 売掛金	3,079,336		
貸倒引当金※	△585		
	3,078,750	3,078,750	—
④ 投資有価証券			
その他有価証券	2,263,727	2,263,727	—
⑤ 敷金及び保証金	364,140	365,025	884
資産計	7,120,949	7,121,834	884
① 電子記録債務	2,114,597	2,114,597	—
② 買掛金	748,353	748,353	—
③ 未払金	299,784	299,784	—
④ 未払法人税等	76,757	76,757	—
負債計	3,239,493	3,239,493	—

(※) 電子記録債権及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

① 現金及び預金、② 電子記録債権、並びに③ 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④ 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

⑤ 敷金及び保証金

これらは将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- ① 電子記録債務、② 買掛金、③ 未払金、並びに④ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
投資有価証券	
その他有価証券（非上場株式）※1	333,040
敷金及び保証金※2	1,200

※1 非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「④ 投資有価証券」には含めておりません。

※2 敷金及び保証金のうち上記の金額については、償還予定を合理的に見積もることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから「⑤ 敷金及び保証金」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸に供しているオフィスビル（土地を含む）を有しております。

- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時 価
1,507,070	1,653,000

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	594円14銭
(2) 1株当たり当期純損失(△)	△3円86銭

(注) 1. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失(△)	△70,792千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純損失(△)	△70,792千円
普通株式の期中平均株式数	18,355,016株

2. 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する自社の株式は、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は289,934株、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は289,000株であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年 2 月 7 日

株式会社東京ソワール

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 円 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下 平 貴 史 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東京ソワールの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 30 年 2 月 9 日

株式会社 東京ソワール 監査役会

常勤監査役 磯 貝 章 弘 ④

社外監査役 井 原 秀 和 ④

社外監査役 石 川 啓 一 ④

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績につきましては、前記事業報告に記載のとおり損失を計上することとなりましたが、当社といたしましては、株主の皆様への利益還元を重要な経営政策のひとつと位置付けており、経営成績、財政状況及び今後の事業展開を総合的に勘案した上で、継続的に安定配当を実施することが株主の皆様の長期的な利益に合致するものと考えております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、次のとおり、別途積立金を10億円取り崩し、繰越利益剰余金に同額を振り替え、当期の期末配当金を1株当たり3円とさせていただきますたく存じます。

1. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	1,000,000,000円
-------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,000,000,000円
---------	----------------

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円、総額55,924,365円

これにより、中間配当金3円を含めました当期の年間配当金は、1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場企業の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元数を現在の1,000株から100株に変更することを取締役会で決議いたしました。併せまして、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

（1）併合する株式の種類及び割合

当社の普通株式について、5株を1株の割合で併合したいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（2）株式併合の効力発生日

平成30年7月1日

（3）効力発生日における発行可能株式総数

14,000,000株

3. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株に変更することに伴い、現行定款第6条の発行可能株式総数及び現行定款第7条の単元株式数を変更するものであります。

なお、本変更につきましては、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成30年7月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>70,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>14,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新 設)	<u>附則</u> <u>第6条および第7条の変更は、当社第49回定時株主総会の議案にかかる株式併合の効力発生日である平成30年7月1日に、効力が発生するものとする。なお、本附則は当該効力発生日をもって削除する。</u>

第4号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、社外取締役 澁谷高允氏は辞任いたしますので、この後任として社外取締役1名と営業部門の強化を図ることを目的に1名、合わせて取締役2名の選任をお願いするものであります。

当社は、取締役相互の監督機能を強化するとともに、取締役会における経営の意思決定の迅速化を図り、取締役会の実効性を意識した体制整備を進めております。取引先の閉店及び衣料品売場の閉鎖など再編が想定されるチェーンストア部門の一層の強化を図るため、取締役1名の増員をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	新任 よしむらのぶあき 吉村 暢 晃 (昭和35年11月3日)	昭和58年4月 当社入社 平成18年1月 当社チェーンストア本部副本部長 兼 営業部長 平成22年4月 当社事業支援室長 平成25年4月 当社事業統括副担当 兼 事業支援室長 兼 マーケティング室長 平成27年3月 当社執行役員 事業統括副担当 兼 チェーンストア本部副本部長 兼 事業支援室長 平成29年3月 当社執行役員 チェーンストア本部長 (現)	14,000株
【取締役候補者とした理由】 吉村暢晃氏は、長年にわたり主として営業部門に携わり、現在はチェーンストア販路の本部長として、営業・企画の両部門を統率する立場にあります。今後も現場に精通した豊富な経験と専門知識を、当社の経営に活かすことができると判断したことから、新たに取締役候補者としてしました。			
2	新任 社外 こやましんじ 小山 伸 二 (昭和15年5月3日)	昭和38年4月 東洋レーヨン株式会社(現東レ株式会社)入社 昭和62年2月 東レインターナショナル株式会社取締役 平成2年7月 Toray Europe Ltd. 社長(ロンドン) 平成9年6月 東レ株式会社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社専務取締役 平成15年6月 東レインターナショナル株式会社 代表取締役会長 平成19年6月 同社代表取締役会長退任	0株
【社外取締役候補者とした理由】 小山伸二氏は、業界における豊富な経験とグローバルな知識を有しており、専門的な視点による的確な助言が期待され、また経営者としての経験から適切な監督・監視機能を有していると判断されることから、新たに社外取締役候補者としてしました。			
【独立性に関する事項】 同氏は、主要な取引先の出身者には該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の独立性は確保されていると判断しております。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉村暢晃氏及び小山伸二氏の任期は当社定款の定めにより、他の現任取締役の任期の満了する時までとなります。
3. 小山伸二氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 小山伸二氏の選任が承認された場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額としております。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役磯貝章弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて同氏の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
再任 いそ がい あき ひろ 磯 貝 章 弘 (昭和29年4月6日)	昭和55年4月 当社入社 平成17年1月 当社管理本部副本部長 兼 人事部長 平成18年2月 当社管理本部副本部長 兼 人事部長 兼 総務部長 平成23年1月 当社管理本部副本部長 兼 人事部長 兼 物流部長 平成23年4月 当社管理本部副本部長 兼 物流部長 兼 内部監査室長 平成26年3月 当社監査役(現)	24,000株
【監査役候補者とした理由】 磯貝章弘氏は、人事、総務ならびに内部監査における豊富な経験と広範な知識をもとに、監査役として適切な管理監督・監査機能を発揮しております。今後も取締役の職務執行を監査するにあたり適任であると判断し、引き続き監査役候補者としてしました。		

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dotted lines.

株主総会会場ご案内図

- ・ 場所 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号
全国町村会館 2 F ホール
TEL. 03-3581-0471 (代表)
- ・ 交通 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町駅」3番出口徒歩1分

